

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

被告人（X）は、平成22年11月12日、甲地方裁判所に、①「被告人は、常習として、平成22年10月28日午前0時15分頃、甲市乙町1丁目の被告人方前路上において、自己が乗車して来たタクシーの運転手Aから乗車代金の不足金を請求されたことに憤慨し、いきなり同人の顔面を手拳で1回殴打し、さらに車外に飛び出した同人の後頭部を所携の傘で数回殴打する等の暴行を加え、よって同人に対し加療約5日間を要する顔面、頭部挫傷等の傷害を与えたものである。」との公訴事実（起訴状には、罪名及び罰条として、「暴力行為等処罰に関する法律違反 同法第1条の3、刑法第204条」との記載がある）により、これと同一性のある被疑事実に基づく勾留中に公訴を提起され、第1回の公判期日前である同年12月23日、甲地方裁判所裁判官の保釈許可決定により保釈された。

上記保釈中であったXは、平成23年1月6日午後9時頃、甲市丙町2丁目バー「B」入口において、同店に入ろうとしたCを呼び止めて因縁をつけ、同人の顔面、脚部等を殴る、蹴る等の暴行を加えているところを、午後9時3分、バー「B」の従業員Dに、現行犯人として逮捕された。Xは、Dから通報を受けて、午後9時15分すぎに、バー「B」に臨場した甲中央警察署所属のK警部補に引き渡された。

同月8日午後1時にXの送致を受けた甲地方検察庁検察官は、すでに起訴されている、平成22年10月28日の上記暴力行為等処罰に関する法律違反（常習傷害）事件と同様に、平成23年1月6日の上記事件も、Xの有する、暴力行為を反復暴行する習癖の現れとして行われたものと判断し、平成23年1月9日午前11時、甲地方裁判所に対して、②Xは、「常習として、平成23年1月6日午後9時頃、甲市丙町2丁目バー『B』入口において、同店に入ろうとしたCを呼び止めて因縁をつけ、同人の顔面、脚部等を殴る、蹴る等の暴行を加え、よって同人に対し加療約7日間を要する右眼瞼打撲傷等の傷害を与えたものである」旨の被疑事実に基づく勾留請求を行い、同裁判所裁判官は、同日午後6時すぎ、勾留状を発付した。その後執行された同勾留状に基づいて、Xは、同日午後6時40分、勾留場所として令状に記載された甲中央警察署留置施設に勾留された。

保釈中であったXの、上記②の事実による逮捕及び勾留は、いわゆる一罪一逮捕一勾留の原則に照らして許されるか、論じなさい。なお、①の事実による勾留並びに②の事実による逮捕及び勾留については、それぞれ、その理由と必要が認められ、所要の経路を経ていることを前提としてよい。